

ギャンブル依存症者推定536万人

カジノ法案審議入りに対する声明文

一般社団法人 ギャンブル依存症問題を考える会
代表理事 田中 紀子

2016年11月30日 衆議院内閣委員会で、カジノを含む統合型リゾート整備を推進する法案（IR法案）について、審議入りすることとなりました。わが国は、競馬・競艇・競輪・オートレースといった様々な公営競技が認められ、また、パチンコという事実上のギャンブルが広く普及している世界有数の「ギャンブル大国」でありながら、国としてギャンブル依存症対策は全く行われてきませんでした。その結果2014年の厚生労働省の調査によれば、我が国のギャンブル依存症罹患者は推定536万人、成人人口のおよそ4.8%、との推計が出され、我が国が「ギャンブル依存症大国」でもあることが明らかになりました。ギャンブル依存症は予防・回復が可能な病気であるという事実、及び、諸外国でも多くのギャンブル場が存在する中で罹患者が日本の半分以下の2%以内に抑えられている事実から鑑みるに、こうした我が国の状況はひとえに、ギャンブル依存症対策の遅れから来るものであると当会は考えております。

当会はIR法案に決して賛成という立場をとるわけではありませんが、IR法案の審議を通じて国会の場でギャンブル依存症に関する議論が活性化し、カジノに限らず、既存の公営競技や事実上のギャンブルであるパチンコも含めた形で骨太な依存症対策が実現することを強く望んでおります。IR法案に関しては、カジノの是非に議論が集中する傾向があるように懸念しておりますが、当会としては問題はギャンブル場の是非ではなく、ギャンブル依存症対策の是非にあると我々は考えており、こうした観点から見たとき、現行のIR法案は対策が不十分で修正が必要なものと考えております

ギャンブル依存症は罹患者本人の、多重債務、貧困、失踪、自殺、といった問題に直結し、さらには児童虐待、DV、窃盗、横領、果ては強盗や殺人といった重大な二次的問題も引き起こします。当会の調査では2015年9月～2016年8月の1年間でおよそ70件に及ぶ、ギャンブル問題が根底にある事件を把握しております。（会見場にて配布後、HP掲載予定）今国会でIR法案が審議入りしましたが、これをきっかけにこうした既存のギャンブルが引き起こす問題からも目をそむけず、骨太なギャンブル依存症対策に関する議論が行われることを、切望致します。

【お問い合わせ】

ギャンブル依存症問題を考える会 e-mail : info@gamblingaddictions.info 田中

090-6162-9026 ※会の代表電話は相談用で御座います。取材のお問い合わせは専用携帯にお願い致します